

# 令和3年 8月1日 から

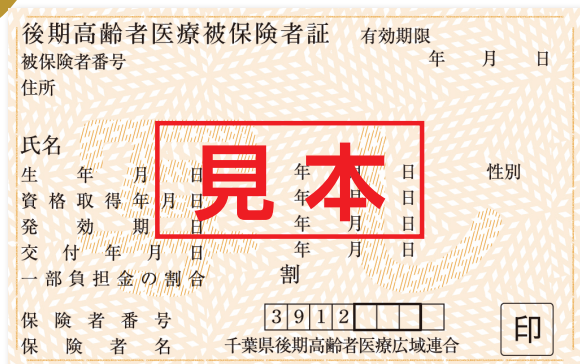


# 後期高齢者医療制度

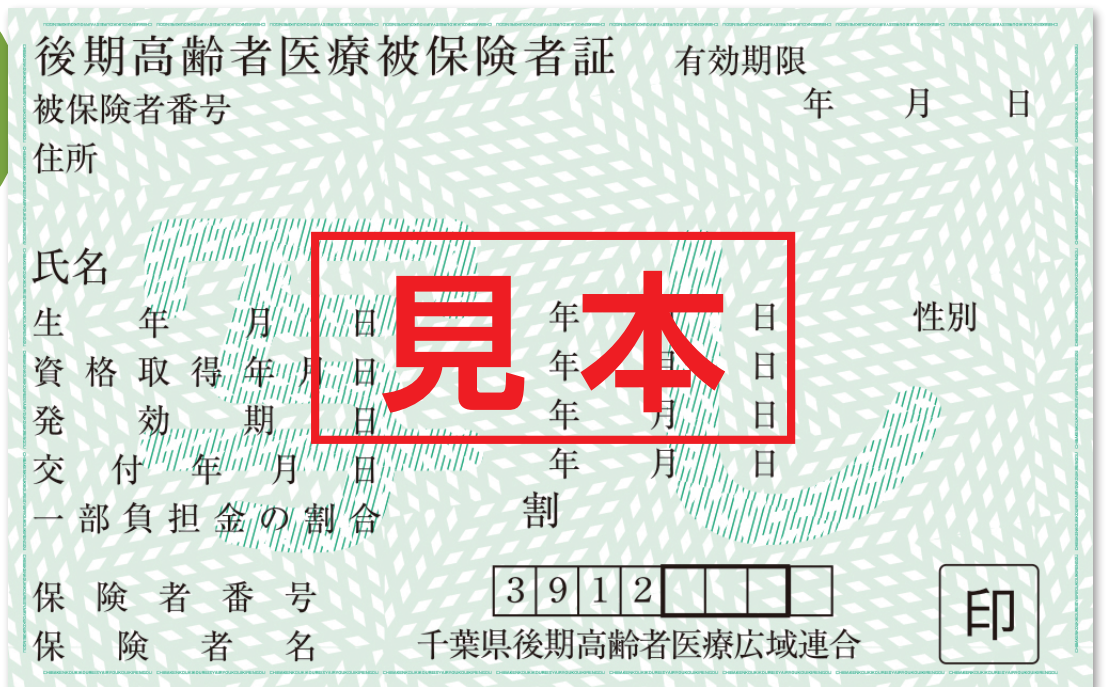
# 保険証が新しくなります

新しい保険証は7月中に市(区)町村から送付します

旧  
黄土色



新  
草色



## 医療機関等の窓口で支払う一部負担金(自己負担)について

一般のかたは **1割**

現役並み所得者と判定されたかたは **3割** 負担します。

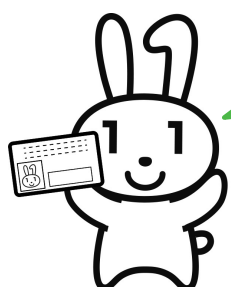
被保険者の所得等により、窓口での支払いをあらかじめ自己負担限度額までに抑えることができる「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」の交付が受けられる場合があります。

お問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

または、お住まいの市(区)町村高齢者医療担当課へ

発行：千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-216-5011 ホームページ <https://www.kouiki-chiba.jp/>



マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に申込が必要です。

マイナンバーについての  
お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

受付時間 (年末年始を除く)

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30